

### 給食を実施している私立幼稚園の副食材料費が補助されます。

- ※ 前回のお知らせ配布時点から、対象範囲が広くなりました(16歳未満の扶養親族が3人以上いる場合の税額控除)。
- ※ 既に申請いただいている方については、改めて申請いただく必要はありません。

#### 対象者

広島市に居住し、給食を実施している私立幼稚園を利用する満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子どものうち、以下①②いずれかの要件に該当する子ども

#### ① 市民税所得割額合算額が77,101円未満の世帯の子ども

- ア 目安として、**額面年収360万円未満**相当世帯が該当です
- イ 広島市等の政令指定都市においては税率が8%で計算されていますが、判定に当たっては**6%の税率(8分の6をかけた金額)**で算出した金額で計算します。

計算例) 政令指定都市で課税されている場合、税額決定通知に記載の市民税所得割額が**102,800円** ⇒  $102,800 \times 0.75(8分の6) = 77,100$  円(支給対象)となる。

**追加** 16歳未満の扶養親族が3人以上いる場合は、2人を超える1人につき**22,800円**を市民税所得割額(政令指定都市で課税されている場合はイで算出した金額)から控除した金額で計算します。

ウ 「税額控除額」に住宅借入金等特別控除等の金額が含まれている場合がありますが判定においては「**調整控除額**」のみを差し引いて計算します。

☞ 詳しくは裏面をご覧ください。

#### ② 所得にかかわらず、第3子以降の子ども

⇒ ただし、人数の計算に含めることができる子どもは、小学3年生までの兄弟となります。

#### 対象経費・上限額

給食費のうち、**副食材料費**相当分で、月額**4,500円**まで

- 主食(お米、麺、パン等)以外のすべてが対象となります。(ミルク、おやつ等を含む)
- 家から持参するお弁当、預かり保育で提供される牛乳やおやつ等は**対象外**です。
- 月額の対象経費が4,500円を下回る場合は、月額の対象経費の額を限度額とします。
- 給付費は、保護者様の口座に直接振り込みます(令和2年5月末日を予定)。

対象 : 平成31年度  
10月分~3月分

#### 必要書類

※ 既に申請いただいている方については、改めて申請いただく必要はありません。

(申請される全ての方)

- 実費徴収に係る**補足給付費申請書**(副食費)
- 実費徴収に係る**補足給付費請求書**(副食費)
- 給食費に係る**領収書**(副食費相当額の記載があるもの)
- 振込先口座の通帳のコピー

⇒ 申請希望の方には幼稚園からお渡しますので、各幼稚園にお問い合わせください。

就園奨励費申請時に提出いただいた方は提出不要です。

(平成31年1月1日時点で**広島市外**に居住されていた方**のみ**)

- 平成31年度市町村民税の税額が確認できる**証明書類** ※ 詳しくは裏面をご覧ください。

(その他)

- 生活保護受給中の方は、生活保護受給者証を提出ください。

第2回申請締切 : **令和2年3月31日** 各幼稚園に御提出ください。

※ 申請が期限後になった場合、支払いが令和2年5月末より後になる可能性があります。

#### 判定に用いる「市民税所得割額」について

- 平成30年度から、広島市など政令指定都市においては、道府県からの税源移譲により、市民税所得割の税率が8%(道府県民税2%)となっていますが、補足給付の判定に当たっては、**6%の税率**で算出した所得割額によることとします。政令指定都市で課税されている場合、ご家庭で試算される場合は、**8分の6を乗じて得た額**を参考としてください。
- 16歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯の場合は、2人を超える1人につき**22,800円**を世帯の合計所得割額から控除した税額で計算します。
- 税証明書類の「税額控除額」に住宅借入金等特別控除等の金額が含まれている場合がありますが、判定においては「**調整控除額**」のみを差し引いて計算します。詳しくは教育委員会学事課までお問い合わせください。
- 祖父母等と同居している世帯で次の①②両方に該当する場合は、**祖父母等が「主に家計を維持している」ものとして、祖父母等の市町村民税額を基に補足給付費の支給の可否を決定**します。
  - ① 父母の平成31年度分市町村民税が非課税かつ父母の平成30年中収入の合算額が、**100万円未満**であること。
  - ② 同居の祖父母等の平成31年度分市町村民税が課税されていること。
 ※ この基準に該当する場合は、祖父母等と父母の住民票が別世帯であっても、祖父母等を算定対象者とします。
- 未婚のひとり親(※)の世帯を対象に、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。該当の方は、教育委員会学事課へ御相談ください。
  - ※ 未婚のひとり親とは、婚姻によらないで母(父)となり、現に婚姻(事実婚を含む。)をしていない方のことをいいます。

参考) 判定の基となる市民税所得割額 計算例

政令指定都市で課税されている場合のみ

	市町村民税額	調整控除額	調整控除額差引後	8分の6を乗じて得た額	16歳未満の扶養親族	控除額	判定の基となる所得割額	
	A	B	C (A - B)	D (C × 0.75)	E	F (E - 2) × 22,800	D - F	
例1	140,000	2,000	138,000	103,500	3人	22,800	80,700	対象外
例2	164,000	2,000	162,000	121,500	4人	45,600	75,900	対象

参考) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用) <広島市の場合>

#### 市町村民税の税額が確認できる証明書類について

就園奨励費申請時に既に提出いただいた方は提出不要です。

以下のいずれかの書類(コピーも可)を申込書に添付して、幼稚園へ提出してください。(添付書類は、内容が見えないように内側に折ってホチキスで申請書に留めるか、名前を書いた封筒に入れて提出してください。)

(会社等に勤め、給与から市民税を引かれている方)

- 平成31年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

(個人で営業されている方など、市民税を個人で納付されている方)

- 平成31年度市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書兼納付書
  - ※ 納税義務者名、市民税所得割額、扶養の記載があるページが必要です。

(上記の書類をなくした方、平成31年度の市民税がかからない方)

- 平成31年度の「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書(一般用)」
  - ※ 納税証明書ではありません。課税証明、所得証明という場合もあります。納税義務者名、市民税所得割額、扶養の記載があるものがが必要です。

(海外在住であったため、上記の書類のない方)

- 平成30年1月~12月の1年間の所得を証明する書類(給与証明書など)